27 日獣発第 354 号
平成 28 年 3 年 31 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日 本 獣 医 師 会
会　長　　藏　内　勇　夫
（公印及び契印の押印は省略）

平成２８年以降の飼料作物等の流通・利用の自粛
及びその解除等の取扱いについて

このことについて、平成 28 年 3 月 25 日付け 27 生畜第 1974 号及び 27 政統第 874 号をもって、農林水産省生産局畜産部飼料課長及び政策統括官付穀物課長連名で、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、平成 28 年以降の飼料作物等の流通・利用の自粛及びその解除等の取扱いについて、東北農政局・関東農政局生産部長あて通知した旨の承知とともに、本会傘下関係者への周知徹底が依頼されたものです。

なお、同省では、東京電力（株）福島第一原子力発電所事故以降、毎年、飼料の種類毎に本通知を発出していたが、平成 27 年度の調査結果を踏まえ、

①従来の複数通知を一本化したこと、

②今回の通知内容を「平成 28 年以降の」として恒久化すること、

③今後、毎年度の調査結果の検証を踏まえ必要に応じて一部改正することとされたので、その旨申し添えます。

ついては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会：事業担当　駒田
TEL　03－3475－1601

27生畜第1974号
27政統第874号
平成28年３月25日

公益社団法人 日本獣医師会会長　殿

生産局畜産部飼料課長
政策統括官付穀物課長

平成28年以降の飼料作物等の流通・利用の自粛及びその解除等の取扱いについて

このことについて、別添のとおり、東北農政局及び関東農政局あてに通知しましたので、御承知いただくとともに、貴職傘下の関係者に対し、周知徹底をよろしくお願いします。

受付
28.3.28
第643号

㊨

27生畜第1974号
27政統第874号
平成28年３月25日

東北農政局生産部長　殿
関東農政局生産部長　殿

生産局畜産部飼料課長
政策統括官付穀物課長

平成28年以降の飼料作物等の流通・利用の自粛及びその解除等の取扱いについて

平成27年産飼料作物及び飼料利用米並びに平成27年収集稲わらについては、「平成27年産の飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成27年３月９日付け26生畜第1840号生産局畜産部畜産振興課長通知）、「平成26年産稲から生じる稲わらの取扱いに関する周知徹底等について」（平成27年３月９日付け26生産第3174号、26生畜第1838号生産局農産部穀物課長、畜産部畜産振興課長連名通知）、「平成27年産米穀の飼料利用について」（平成27年６月３日付け27生畜第370号、27生産第798号生産局畜産部畜産振興課長、農産部穀物課長連名通知）及び「平成27年に作付けされる稲に由来する稲わらの飼料としての流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成27年６月３日付け27生畜第371号、27生産第799号生産局畜産部畜産振興課長、農産部穀物課長連名通知）に基づき、その流通・利用の自粛及びその解除等を判断するよう指導してきたところです。

平成28年以降に生産される飼料作物及び飼料利用米並びに平成28年以降に収集される稲わらについては、以下のとおり流通・利用の自粛及びその解除を行うこととしたので、貴局管内の関係県に対し、助言、指導していただきますようお願いします。

記

１　飼料作物等の流通・利用の自粛について

永年生牧草及び稲わらのモニタリング調査の対象県（以下「調査対象県」という。）及び食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力対策本部）に基づき当年産米の放射性セシウム検査（以下「玄米検査」という。）を行う県（以下「検査対象県」という。）は、畜産農家、飼料生産者、飼料販売者その他飼料を取り扱う者に対し、当年産の永年生牧草及び飼料利用米並びに当年収集の稲わらについて、６により自粛解除を

判断するまでは飼料としての流通・利用を自粛するよう要請すること。

ただし、原子力災害対策本部長指示により県の管理計画に基づかない米の出荷を差し控えるよう要請されている区域（以下「出荷管理等区域」という。）の飼料利用米については、主食用米と同様にその指示に基づくとともに、あらかじめ決められた保管場所で確実に管理を行うこと。

なお、本通知に基づき指導対象となる飼料利用米とは、新規需要米として生産される飼料用米に限らず、主食用米の規格外米やふるい下米、自家利用する主食用米の飼料利用など家畜の飼料として供される全ての米穀としていることを踏まえ、関係県は、これらの米穀を生産、流通、消費する事業者等が網羅的に周知・指導の対象となるよう留意すること。

2　本通知の対象飼料作物等

（１）永年生牧草

（２）稲わら（当年産稲から生じる稲わらであって当年に収集するもの（以下「秋わら」という。）及び前年産稲から生じる稲わらであって当年に収集するもの（以下「春わら」という。））

（３）飼料利用米（新規需要米として生産される飼料用米に限らず、主食用の規格外米やふるい下米等、家畜の飼料として供給される全ての米穀）

3　本通知の対象県

（１）永年生牧草

前年産永年生牧草のモニタリング調査の結果、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年８月１日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知）に基づく飼料の暫定許容値（以下「暫定許容値」という。）の１／２を上回る放射性セシウムが確認された地域を有する県又は当年に牧草地の除染を行うこととしている県

（２）秋わら及び飼料利用米

検査対象県

（３）春わら

福島県

4　モニタリング調査の対象地域

調査対象県は、飼料作物等毎に以下のとおり調査地域を設定すること。

（１）永年生牧草

前年産永年生牧草のモニタリング調査の結果、暫定許容値以下となり利用可能となった地域について、当該地域の全域又は当該地域を区分した各々の地域を調査地域として設定する。

ただし、前年産永年生牧草のモニタリング調査の結果暫定許容値の１／２を

上回る放射性セシウムが検出されなかった地域については、当年産永年生牧草の流通・利用の自粛及び調査を行わないことができる。

（２）秋わら

県内を３カ所以上の調査地域に区分する又は飼料作物中の放射性セシウムの濃度が当該県内で比較的高いと考えられる地域を中心に、当該県内全域を一つの調査地域として設定する。

ただし、前年秋わらのモニタリング調査の結果、暫定許容値の１／２を上回る放射性セシウムが検出されなかった地域又は前年秋わらのモニタリング調査の結果等に基づき、当年秋わらの放射性セシウム濃度が暫定許容値を上回る可能性が著しく低いと考えられる地域については、当年秋わらの流通・利用の自粛及び調査を行わないことができる。

なお、前年秋わらモニタリング調査の結果等から、当年秋わらの放射性セシウム濃度が暫定許容値を上回ることが明らかな地域については、飼料としての流通・利用を自粛するよう要請した上で、調査を行わないことができる。

（３）春わら

前年収集稲わらの調査結果及び前年産米の玄米検査の結果、50Bq/kgを上回る放射性セシウムが検出された地点を含む地域を調査地域として設定する。

５　調査地点の設定及び調査方法

調査対象県は、４の調査地域について、以下の方法に基づき調査地点を設定し、調査を行うこと。

（１）原則として１つの調査地域当たり５点以上の調査地点を設定し、設定する際は、調査地域内での地理的な偏りが生じないようにするとともに、特に放射性セシウム濃度が高いと見込まれる地点がある場合は、当該地点を調査地点として設定するよう努めるものとする。

ただし、春わらについては、収集した稲わらの生産ロット毎（原則として、生産者毎）に、個別に放射性セシウムの検査を実施すること。

（２）採材及び放射性物質濃度の測定は、「飼料中の放射性セシウムの検査方法について」（平成23年８月３日付け23消安第2489号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）に則って行う。

永年生牧草の調査時期は、収穫適期の一週間前以降を目安として調査を実施する。

ただし、稲わらについては、原則として刈り取って予乾中のもの又はロール等に調製したものから採材すること。

６　自粛解除の方法

（１）永年生牧草及び稲わら

調査対象県は、以下の方法に基づき、調査地域毎又は生産ロット毎に自粛の

解除を判断する。

① 調査地域内の全ての調査地点における調査結果が暫定許容値以下となった場合は、当該調査地域の永年生牧草及び稲わらについて、流通・利用の自粛を解除することができる。

② 一部の調査地点における調査結果が暫定許容値を上回った調査地域については、当該調査地域を更に細分化し、細分化された地域（以下「細分化地域」という。）毎に、原則として５点以上の調査地点を新たに設け調査を行い、当該細分化地域の流通・利用の自粛解除の判断を行う。

なお、一部の調査地点における調査結果が暫定許容値を上回った場合は、調査の対象地域を更に細分化し、調査を繰り返し行うことができる。

③ 調査結果が暫定許容値を下回った調査地点の生産ロット（原則として、生産者毎）については、当該ロットに限り、飼料としての流通・利用の自粛を解除できる。

なお、生産ロット毎（原則として、生産者毎）に放射性セシウムの検査を実施し、暫定許容値を下回ることが確認された場合は、同様に取り扱うことができる。

（２）飼料利用米

検査対象県は、当年産米の玄米検査の結果、出荷・販売が可能となった区域の米穀（県の管理の下、農家毎に検査予定数量等を把握した上で全袋検査を行う場合は、出荷・販売が可能となった米袋（フレキシブルコンテナ等を含む。以下同じ。）の米穀）及び出荷管理等区域の全量全袋検査の結果、出荷・販売が可能となった米袋については、主食用米の出荷に加え、飼料用としても出荷の自粛を解除することができる。

検査対象県は、畜産農家が飼料利用米を単体飼料として利用する場合（畜産農家等が家畜に飼料利用米を給与する前に他の飼料と飼料利用米を混合する場合を含む。以下「単体利用」という。）は、玄米検査又は全量全袋検査の結果、放射性セシウム濃度が暫定許容値以下となった区域又は米袋の飼料利用米のみが利用されるよう、飼料利用米の生産者、流通業者及び畜産農家に指導すること。

なお、もみ米の形で単体利用する場合は、玄米検査の結果から得られた玄米の放射性セシウム濃度に濃度比（１．５）を乗じることにより、もみ米の放射性セシウム濃度を算出する。実際にもみ米の放射性セシウム濃度を測定する場合は、上記の算出方法を用いる必要はない。算出したもみ米の放射性セシウム濃度又は実際に測定したもみ米の放射性セシウム濃度が、暫定許容値以下となった場合のみ、当該区域又は米袋のもみ米を単体利用することができる。

7　秋わらと玄米検査の結果との関係

調査対象県は、当年産米の玄米検査の結果、玄米中の放射性セシウム濃度が食

品の基準値（100 Bq/kg）を上回り、当年産米の出荷が自粛された地域又は生産者の当年秋わらについて、６の結果にかかわらず、その流通・利用を自粛すること。

８　除染実施済の牧草地の取扱い

調査対象県は、１の規定にかかわらず、除染が適切に実施されたと判断された牧草地については、流通・利用の自粛を要請しないことができる。また、その際の除染効果の確認方法については、「永年生牧草地の除染に当たっての留意事項について」（平成25年４月１日付け24生畜第2709号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）に留意の上、除染効果の確認を行う。

９　過去に暫定許容値を上回る牧草が生産された地域の牧草地であって調査結果に基づき利用の可否を判断する場合の取扱い

過去に暫定許容値を上回る牧草が生産された地域の牧草地については、原則として除染を実施することとしているが、放射性セシウムの時間経過に伴う減衰等により牧草中の放射性セシウム濃度の低減が期待される場合には、６（１）③に基づき利用の可否を判断することができる。

１０　その他

調査対象県は、当年に作付された稲に由来する稲わらについては、極力当年中に収集するよう、畜産農家、飼料生産者、飼料販売業者その他飼料を取り扱う者に対して要請すること。

また、当年産米穀を対象とする「米の作付等に関する方針」（農林水産省公表）に基づき作付再開準備、全量生産出荷管理又は全戸生産出荷管理が行われる地域については、ＷＣＳ用稲についても、当該方針に基づき、吸収抑制対策等の実施、生産管理の徹底等を行う必要があることに留意すること。

なお、東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示後、初めて青刈りトウモロコシ等の単年生飼料作物（ＷＣＳ用稲、かんしょづる等の植物残さ、越冬する飼料作物を含み、稲わら及び飼料用米を除く）の作付け・利用を行う地域については、地域の実情に応じて放射性セシウム濃度の調査を行うことができる。

事　務　連　絡
平成28年３月25日

関係団体ご担当者様

農林水産省生産局畜産部飼料課
飼料生産計画班　課長補佐

平成28年以降の飼料作物等の流通・利用の自粛及びその解除等の取扱いについて

このことについて、別添通知のとおり東北農政局・関東農政局生産部長あて通知しておりますが、本通知の内容は下記のとおりとなっておりますので、お知らせします。

なお、ご不明な点は、下記の担当者までお問い合わせください。

記

【本通知の内容について】

農林水産省は、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故以降、飼料作物、稲わら（春わら・秋わら）、飼料利用米の流通・利用の自粛及びその解除について、飼料の種類毎に４つの通知を毎年度発出しておりましたが、平成27年度の調査結果を踏まえ、４つの通知を一本化するとともに、「平成28年以降の」とすることで、通知を恒久化しました。

今後は、毎年度の調査結果を検証し、必要に応じて一部改正いたします。

【担　当】
農林水産省生産局畜産部
飼料課　飼料生産計画班
俵積田、日髙
TEL：03-3502-5993